

福島第一原子力発電所2号機の安全確保に係る取組状況について

平成20年5月15日

東京電力(株)福島第一原子力発電所2号機(以下「当該機」という。)は、平成20年3月12日から平成20年5月中旬までの予定で原子炉を停止し、第23回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、今停止期間中に、原子炉、タービン等機器・構造物の定例的な点検を計画的に実施するとともに、高経年化対策の長期保全計画に基づき原子炉冷却材浄化系再生熱交換機の肉厚測定を実施している。さらに、当該機で平成18年3月に発生した原子炉再循環ポンプの可変周波数電源装置の不具合や平成17年4月及び平成18年4月に発生した気水分離器等貯蔵プールにおける水漏れに対する調査を継続し、再発防止対策を実施するなど、トラブル再発防止に対する取組みが進められている。

事業者においては、これまで、不適合情報の公開等、情報公開へ取組みが進められてきており、当該機の今停止期間中においては、公表区分以上に該当する不適合が発生していないなど、不適合事象の減少に対する取組みの成果も徐々に現れてきている。

なお、事業者においては、これまでの運用実績を踏まえ、わかりやすさに配慮した公表区分の見直しを行い、平成20年4月1日から適用を開始しているが、発電所運営の透明性の確保という主旨を踏まえ、今後も引き続き、情報公開の徹底に努めていくこととともに、不適合事象の減少、作業品質の改善に向けた取組みが求められる。

事業者においては、平成20年3月31日に代表プラントの耐震安全性の再評価の中間報告を行っているが、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を受けて追加で行った地質調査結果を含め、最新の知見を適切に反映し、耐震安全性の再評価を迅速かつ確実に実施するとともに、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事態を踏まえ、ハード、ソフト両面にわたる耐震安全、信頼性向上の対策を速やかに実施し、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上を図っていくことが求められる。

事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。